

令和5年8月14日

お客さま各位

杜の都信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、「ことら送金」の取扱開始に伴い、平日夜間や土日祝日等においても、他金融機関のことら送金対応アプリからの当金庫宛の送金は、個人のお客さまの当座預金を含む預金口座への入金（着金）が可能となることから、下記のとおり当座勘定規定を一部改定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年8月23日（水）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
第9条（支払の範囲） (1) 同右 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u> に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。 (3) <u>手形・小切手の金額の一部支払はしません。</u>	第9条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (新設) (2) 手形・小切手の金額の一部支払はしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定後	改定前
第 10 条（支払の範囲） (1) 同右 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> <u>(3)</u> 手形・小切手の金額の一部支払はしません。	第 10 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (新設) (2) 手形・小切手の金額の一部支払はしません。

以 上